

「星空舞」デザイン等使用管理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県に著作権が帰属する「星空舞」のロゴデザイン及びパッケージデザイン（以下「デザイン等」という。）について、適正な使用を確保するため必要な事項を定めるものとする。

(使用許可及び管理を行う機関)

第2条 デザイン等の使用許可及び管理は、鳥取県が行う。

(使用権限)

第3条 デザイン等は、次の場合に使用できるものとする。

- (1) 「星空舞」ブランド化推進協議会の会員（所属団体・機関・生産者含む）が、「星空舞」の認知度向上等を目的として使用する場合。
- (2) 米穀販売業者及び米袋販売業者等が、「星空舞」の販売のため米袋及び販売促進資材等を制作する場合。
- (3) 加工業者等が「星空舞」関連商品のパッケージ等を制作する場合。
- (4) 報道機関が報道の目的で使用する場合。
- (5) その他、食のみやこ推進課長が認める場合。

(表示)

第4条 デザイン等の表示は、別記デザインマニュアルのとおりとする。

2 米袋に使用する場合は、原則としてデザインマニュアルに示す統一パッケージデザインを使用するものとする。

(使用の申請)

第5条 第3条の規定によりデザイン等を使用しようとする者（以下、「使用者」という。）は、あらかじめ鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食のみやこ推進課長（以下「食のみやこ推進課長」という。）に対して、「星空舞」デザイン等使用申請書（別記様式1）を提出し、許可を受けなければならない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請手続きを省略することができる。

- (1) 「星空舞」ブランド化推進協議会の会員が、広報の目的で使用するとき。
- (2) 報道機関が報道の目的で使用するとき。
- (3) その他、食のみやこ推進課長が認めるとき。

(使用の許可)

第6条 食のみやこ推進課長は、前条により申請のあった内容について適当と認められる場合には、デザイン等の使用を許可し、通知を行うものとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、デザイン等の使用にあたって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- (2) 関係法令を遵守すること。
- (3) デザイン等の使用に関する事故、苦情等については、誠意をもってその責任の下に必要な措置を講じること。
- (4) デザイン等を付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うこと。

(適正使用の確保)

第8条 鳥取県は、デザイン等の使用状況について、使用者に対し、必要に応じて報告を求め、又は検査を行うことができる。

(使用許可の取り消し)

第9条 鳥取県は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、デザイン等の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要領の規定に違反したとき。
- (2) 「星空舞」のイメージに重大な支障を及ぼす行為があったとき。

2 第1項の規定により使用許可を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、鳥取県は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(使用料)

第10条 デザイン等の使用料は、無料とする。

(権利譲渡の禁止)

第11条 使用者は、使用許可の権利を第三者に譲渡し、又は再許諾することができない。

(補足)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は鳥取県が別に定める。

附則 この要領は、令和元年7月4日から施行する。

附則 この改正は、令和2年8月24日から施行する。

(別記様式1)

「星空舞」デザイン等使用申請書

年 月 日

鳥取県農林水産部兼商工労働部
市場開拓局食のみやこ推進課長 様

住 所：(法人、団体の場合は主たる事業所の所在地)
氏 名：(法人、団体の場合は名称及び代表者の職・氏名) 印
担当者名：
電話番号：

「星空舞」デザイン等使用管理要領第5条の規定により、下記のとおり申請します。
なお、使用にあたっては、「星空舞」デザイン等使用管理要領の規定を遵守することを誓約します。

- 1 申請者（法人・団体）の概要
- 2 使用目的（販促資材の作成、米穀の販売、米袋の販売など）
- 3 内容（資材等を作成する場合のみ）
(内容)

(数量)
- 4 その他特記事項